

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【公表番号】特表2018-507223(P2018-507223A)

【公表日】平成30年3月15日(2018.3.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-010

【出願番号】特願2017-545352(P2017-545352)

【国際特許分類】

C 07 D	309/14	(2006.01)
A 61 K	31/351	(2006.01)
A 61 P	11/06	(2006.01)
A 61 P	11/00	(2006.01)
A 61 P	43/00	(2006.01)
A 61 P	9/00	(2006.01)
A 61 P	9/10	(2006.01)
A 61 P	19/06	(2006.01)
A 61 P	31/12	(2006.01)
A 61 P	1/04	(2006.01)
A 61 P	17/06	(2006.01)
A 61 P	19/02	(2006.01)
A 61 P	29/00	(2006.01)
A 61 P	25/00	(2006.01)
A 61 P	25/28	(2006.01)
A 61 P	31/04	(2006.01)
A 61 P	33/06	(2006.01)

【F I】

C 07 D	309/14	C S P
A 61 K	31/351	
A 61 P	11/06	
A 61 P	11/00	
A 61 P	43/00	1 1 1
A 61 P	9/00	
A 61 P	9/10	
A 61 P	19/06	
A 61 P	31/12	
A 61 P	1/04	
A 61 P	17/06	
A 61 P	19/02	
A 61 P	29/00	1 0 1
A 61 P	25/00	
A 61 P	25/28	
A 61 P	31/04	
A 61 P	33/06	

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月4日(2019.2.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

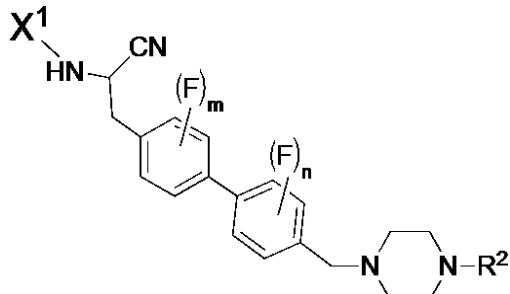
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式(1)：



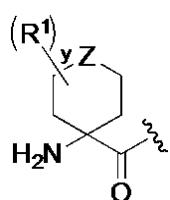
(1)

[式中、

nは、0、1または2であり、mは、0、1または2である；したがって、mとnの合計は、1、2、3または4である；

Fは、フルオロである；

X¹は、



(ここで、yは、0、1、2、3、4、5、6、7または8を表す；

Zは、O(酸素)を表す；

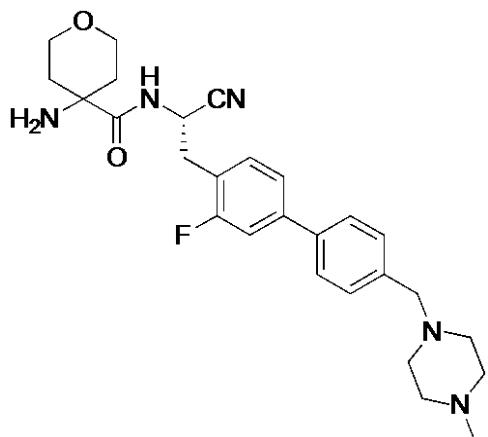
yが1または2である場合、R¹は、独立して、重水素、ハロゲン、ヒドロキシル、シアノ、オキソ(=O)、メルカプトまたはC₁₋₃-アルキルを表し、ここで、C₁₋₃-アルキルは、ハロゲン、ヒドロキシル、シアノおよびメルカプトから選択される少なくとも1つの置換基で任意に置換される；または

yが3、4、5、6、7または8を表す場合、R¹は、重水素を表す)を表す；

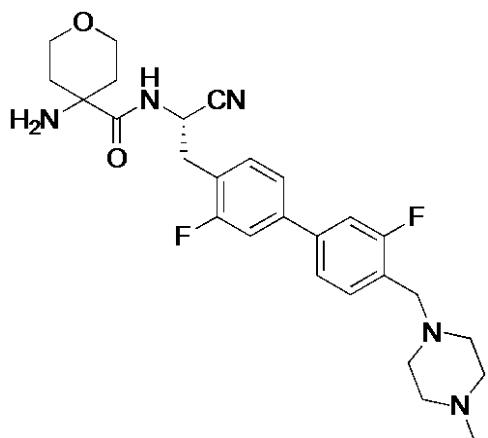
R²は、-C₃₋₆-シクロアルキル、-C₁₋₃-アルキル-C₃₋₆-シクロアルキルまたは-C₁₋₆-アルキルを表し、ここで、-C₁₋₆-アルキルは、ヒドロキシル、シアノまたはアミノから選択される少なくとも1つの置換基で任意に置換される]

で示される化合物ならびにその医薬的に許容しうる塩、溶媒和物および水和物。

【請求項2】



または



である、請求項1に記載の化合物。

【請求項3】

R^2 が、 $-\text{C}_{1\sim 6}\text{-アルキル}$ であり、ここで、 $-\text{C}_{1\sim 6}\text{-アルキル}$ は、ヒドロキシリル、シアノまたはアミノから選択される少なくとも1つの置換基で任意に置換される、請求項1に記載の化合物。

【請求項4】

R^2 が、 $-\text{C}_{1\sim 6}\text{-アルキル}$ 、好ましくは $-\text{C}_{1\sim 3}\text{-アルキル}$ 、より好ましくはメチル-、エチル-またはプロピル-である、請求項1または3のいずれか1つに記載の化合物。

【請求項5】

y が、0、1、2、3または4、たとえば、0または1、好ましくは0である、請求項1、3または4のいずれか1つに記載の化合物。

【請求項6】

$m+n=1$ 、好ましくは $m=1$ である、請求項1、3、4または5のいずれか1つに記載の化合物。

【請求項7】

$m=2$ である、請求項1、3、4または5のいずれか1つに記載の化合物。

【請求項8】

請求項1~7のいずれか1つに記載の式(1)で示される化合物またはその医薬的に許容しうる塩ならびに少なくとも1つの医薬的に許容しうるアジュvant、担体または希釈剤を含む医薬組成物。

【請求項9】

喘息、慢性閉塞性肺疾患、気管支拡張症、囊胞性線維症、-1アンチトリプシン欠損症、突発性肺纖維症、急性肺傷害、急性呼吸窮迫症候群、鬱血性心不全、アテローム性動脈硬化症、心筋梗塞、再灌流障害、腹部大動脈瘤、糖尿病性心筋症、痛風、偽痛風、呼吸器合胞体ウイルス感染症、炎症性腸疾患、乾癬、関節リウマチ、多発性硬化症、マラリア、

アルツハイマー病または敗血症を治療するための請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項10】

喘息、慢性閉塞性肺疾患、気管支拡張症、囊胞性線維症、-1アンチトリプシン欠損症、突発性肺纖維症、鬱血性心不全、心筋梗塞、再灌流障害、腹部大動脈瘤、糖尿病性心筋症、痛風、偽痛風、呼吸器合胞体ウイルス感染症、関節リウマチまたは敗血症を治療するための請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項11】

喘息、慢性閉塞性肺疾患、気管支拡張症、囊胞性線維症、-1アンチトリプシン欠損症、突発性肺纖維症、急性肺傷害、急性呼吸窮迫症候群、鬱血性心不全、アテローム性動脈硬化症、心筋梗塞、再灌流障害、腹部大動脈瘤、糖尿病性心筋症、痛風、偽痛風、呼吸器合胞体ウイルス感染症、炎症性腸疾患、乾癬、関節リウマチ、多発性硬化症、マラリア、アルツハイマー病または敗血症の治療のための医薬の製造のための請求項1~7のいずれか1つに記載の式(I)で示される化合物の使用。

【請求項12】

医薬が、喘息、慢性閉塞性肺疾患、気管支拡張症、囊胞性線維症、-1アンチトリプシン欠損症、突発性肺纖維症、鬱血性心不全、心筋梗塞、再灌流障害、腹部大動脈瘤、糖尿病性心筋症、痛風、偽痛風、呼吸器合胞体ウイルス感染症、関節リウマチまたは敗血症の治療のための医薬である、請求項11に記載の使用。